

## 鎌ヶ谷市市有財産一時貸付（庁舎食品等自動販売機設置）評価基準

### 1 趣旨

この基準は、鎌ヶ谷市市有財産一時貸付（庁舎食品等自動販売機設置）に係る参加業者からの提案のうち、最も優秀な提案を行ったと認められる者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 2 評価方法

審査及び評価は、鎌ヶ谷市市有財産一時貸付（庁舎食品等自動販売機設置）プロポーザル審査委員会において次のとおり行うものとする。

審査委員は、参加業者からの提案内容を基に、別紙「鎌ヶ谷市市有財産一時貸付（庁舎食品等自動販売機設置）評価基準表」で採点を行うものとし、各審査委員の評価点の合計点数が最も高い者を契約候補者とする。

#### （1）書類審査

審査委員会において、提出された企画提案書を評価方法に基づき書類審査を行う。

#### （2）契約候補者の選定方法

各委員の評価点の合計点数（以下「評価点数」という。）が最も高い者を契約候補者として選定する。

#### （3）順位の決定方法（合計点数が同点となった場合の取扱い）

ただし、最も評価点数の高い者が2者以上あるときは、企画提案時に提出された貸付料率が最も高かった者を契約候補者として選定する。貸付料率が同率の場合は、審査委員会の委員による決選投票を行い、票数が最も多かったものを契約候補者として選定する。委員による決選投票の票数が同じだった場合は、審査委員会の委員長が契約候補者を決するものとする。

#### （4）最低基準点の設定

合計点数100点×委員数6名×60%＝360点とする。合計点数100点については、独自性の提案があった場合の5点は含まないこととする。

#### （5）参加業者が1者の場合の取扱い

総合評価点が最低基準得点に満たない場合は契約候補者とししない。応募者が1者であっても360点未満の場合は契約候補者とししない。

3 評価基準（評価項目、評価の視点、配点、配点基準等）

別紙「鎌ヶ谷市市有財産一時貸付（庁舎食品等自動販売機設置）評価基準表」のとおり

(別紙) 鎌ヶ谷市市有財産一時貸付 (庁舎食品等自動販売機設置) 評価基準表

書類審査					
評価項目		評価の視点	配点基準		配点
提案内容	商品構成①	取扱商品の種類(内容、バランス)、商品数	特に優れている	20	20
			優れている	16	
			普通	12	
			やや不十分	8	
			不十分	4	
提案内容	商品構成②	食品の質、商品の入替え	特に優れている	20	20
			優れている	16	
			普通	12	
			やや不十分	8	
			不十分	4	
提案内容	管理体制①	商品補充の頻度、賞味期限等の管理	特に優れている	15	15
			優れている	12	
			普通	9	
			やや不十分	6	
			不十分	3	
提案内容	管理体制②	故障・クレーム対応、機器メンテナンス	特に優れている	15	15
			優れている	12	
			普通	9	
			やや不十分	6	
			不十分	3	
提案内容	その他①	機器の省エネルギー対策、使用済み容器等の回収、周辺の清掃等	特に優れている	5	5
			優れている	4	
			普通	3	
			やや不十分	2	
			不十分	1	

提案内容	その他②	災害時に対応した機能・体制	特に優れている	5	5
			優れている	4	
			普通	3	
			やや不十分	2	
			不十分	1	
提案内容	その他③	ユニバーサルデザインへの配慮について	特に優れている	5	5
			優れている	4	
			普通	3	
			やや不十分	2	
			不十分	1	
提案金額	貸付料	貸付料率	提案者の合計貸付料率×15/すべての提案者のうち、最高の合計貸付料率（小数点以下切り捨て）	15	
提案内容	独自性	屋上展望喫茶室への自動販売機の設置	独自性の提案があった場合には、5点を加算するものとする	5	
書類審査における評価点合計： 100点（独自性の提案があった場合には105点）					